社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所

運　営　規　程

第１条　（事業の目的）

社会福祉法人ジェイエー長野会が開設する、指定居宅介護事業所が行う指定居宅介護等の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供することを目的とする。

第２条　（運営方針）

１、この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことが出来るよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び食事等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行う。

２、事業に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所属する市町村、他の居宅支援事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

３、事業に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護の提供が出来るよう努めるものとする。

４、前三項のほか、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、施設及び運営に関する基準等に関する省令」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第３条　（事業の名称等）

１、名称　　社会福祉法人ジェイエー長野会 指定居宅介護事業所

２、所在地　　飯田市鼎上山 2662-1

第４条　（運営事業の実施地域）

事業の通常の実施地域は、飯田市･松川町･高森町･阿智村・下條村・泰阜村・喬木村･豊丘村･大鹿村とする。

第５条　（従業員の職種・人員数及び職務内容）

（１）管理者　　１名（常勤職員）

管理者、従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対して法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（２）サービス提供責任者　　１名以上配置する。（常勤職員）

サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明する他、事業所に対する指定居宅介護の利用の申し込みに係わる調整、従業員に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

（3）訪問介護員　　常勤換算　2.5 名以上（サービス提供責任者を含む）
（4）事務職員　　1 名

第 6 条　（営業日及び営業時間）
本事業の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
（1） 営業日は、毎日とする。但し、管理者が必要と認めた場合は休業日とする。事務取扱日は月曜日から金曜日とし土曜日・日曜日・国民の祝日・12 月 30 日～1 月 3 日を休業日とする。但し、管理者が特別に認めた場合はこの限りではない。
（2） 営業時間 午後 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。但し、管理者が必要と認めた場合はその限りではない。
（3） 上記の営業日、営業時間の他、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

第 7 条　（指定居宅介護の内容）
本事業で行う指定居宅介護の内容は、次の通りとする。
（1）居宅介護計画の作成
（2）身体介護に関する内容
①食事の内容
②排泄の介助
③衣類着脱の介助
④入浴の介助
⑤身体の清拭・洗髪・身体整容
⑥通院等の介助
⑦その他必要な身体の介護（体位変換・移動・移乗等）
（3）家事に関する内容
①調理
②衣類の洗濯・補修
③住居等の掃除、整理整頓
④生活必需品の買い物
⑤関係機関との連絡
⑥その他必用な家事
（4）重度訪問介護
（5）生活等に関する相談・助言
（6）外出時における移動の支援
外出時における移動の介護等外出時の付き添いに関すること。
（7）前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
（2）から（7）に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

第 8 条　（主たる対象者の障害の種類）
（1）身体障害者

（2）知的障害者
（3）障害児
（4）精神障害者

第9条　（利用者から受領する費用の額等）
1、指定居宅介護を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。
2、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、前項に掲げる居宅利用負担額のほか、利用者から障害者総合支援法第29条第3項に規定する額の支払いを受けるものとする。
3、第4条に定める通常の事業の実施地域の範囲を越えて行う事業に関する交通費は、公共交通機関またはタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
（1）事業所から1Ｋｍあたり 30円
4、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
5、第1項から　第3項のまでの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付するものとする。

第10条　（緊急時における対応方法）
現に指定居宅介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必用な場合は、速やかに主治医へ連絡を行なう等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医へ連絡が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

第11条　（苦情解決）
1、提供した指定居宅介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付するための窓口を設置するものとする。
2、提供した指定居宅介護に関し、障害者総合支援法第 10 条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供もしくは提示の求め又は当該市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査又は斡旋に出来る限り協力するものとする。

第12条　（虐待防止のための措置）
事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

第13条　（身体拘束・その他行動制限）
事業所及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2　事業所が前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分な説明を行うとともに、利用者の法定代理人、任意後見人、利用者代理人、もしくは利用者の家族に十分説明し　同意を得る。またサービスの提供記録にその内容を記載する。
3　身体拘束他適正化の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の処置を講ずるものとする。

第 14 条　（事故発生時の対応）

訪問介護員は、利用者に対する事業所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに管理者、利用者の家族、担当の介護支援専門員（相談員）、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。また事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

第 15 条　（損害賠償責任）

事業所は、サービス提供にともない、事業所の責めに帰すべき理由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

ただし、利用者に故意又は重大な過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況から相当と認められた時に限り、過失割合に応じて損害賠償を減じることができるものとする。

第 16 条　（その他運営に関する重要事項）

１、事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務の執行体制についても検討、整備する。

（１）採用時研修　　採用後２ヶ月以内

（２）継続研修　　年３回

２、従業員は、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

３、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれからの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

４、事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

５、事業所は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護の完結した日から 5 年間保存する。

６、苦情相談窓口及び身体拘束・虐待防止責任者

サービスに関する苦情や相談又は虐待については、下記の窓口でお受けします。

相談窓口	社会福祉法人ジェイエー長野会居宅介護事業所 お客様相談窓口
担当者	（管理者）　　伊藤　孝子
受付時間	月曜日～金曜日　8：30～17：30
連絡先	（Tel）0265-56-8510　（Fax）0265-56-8526

※県社協運営適正化委員会（苦情解決合議体）や、飯伊圏域障害者総合支援センターにもご相談頂けます。

7、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は理事長と施設長の協議に基づき定めるものとする。

8、本規程の改廃は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。